

1962年6月30日(第15日目)

1. 開議並びに散会時刻 (午前11時～午後5時)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	仲村春正	4番	佐喜真慎	5番	中	山	勝	豊
6番	安里良朝	7番	崎間健一郎	8番	知	花	正	大
9番	米須清ゆ	10番	仲本重正	11番	花	城	清	善
12番	中里幸助	13番	松本利宣	14番	山	本	朝	徳
15番	天久盛雄	16番	当山仲太郎	17番	安	次	盛	信
18番	稲嶺盛三	19番	官里敏行					

3. 不応招議員はなし

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

村長	仲村春勝	助役	具屋真徳	収入役	仲村春松
総務課長	松川正義	財政課長	当山全喜	経済課長	沢し安一
建設課長	桑葎良徳	水道課長	奥里将俊		

7. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅・伊佐正義

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第14号, 1963年度宜野湾村才入才出予算について。  
日程第2. 議案第15号, 1963年度宜野湾村上水道特別会計才入才出予算について。

議 長～全員出席でありますので、只今より本日の会議を開きます。  
(午前11時)

議 長～日程第1、議案第14号、1963年度宜野湾村才入才出予算についてを議題といたします。  
それと議案第15号、1963年度宜野湾村上水道特別会計才入才出予算についてを一括して議題といたします。  
両案件とも質疑の段階において継続審議になつておりましたので、質疑をお願いします。

議 長～お諮りいたします。休憩をして連合審査を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時10分)

議 長～再開いたします。(午後4時00分)

議 長～只今4時であります但暫く時間延長をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします。

議 長～では議案第14号、1963年度宜野湾村才入才出予算についての質  
をお願いします。

議 長～質疑打切の聲がございますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がございませんので、本案に対する質疑を打切ることいたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の聲がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～議案第14号、1963年度宜野湾村才入才出予算についてを表決に  
付します。  
原案に御異議ございませんか。

全 員～（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定することにいた  
します。

議 長～議案第15号、1963年度宜野湾村上水道特別会計才入才出予算に  
ついて質疑を願います。

議 長～質疑打ち切りの声がございしますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので質疑を打ち切ることにいたします。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので本案に対する討論を省略することにいたし  
ます。

議 長～では議案第15号、1963年度宜野湾村上水道特別会計才入才出  
予算につてを表決に付します。  
原案に御異議ございませんか。

全 員～（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定することにいた  
します。

議 長～暫休憩いたします。（午後4時40分）

議 長～再開いたします。（午後4時59分）

議 長～以上もつて全日程終了いたしましたので、これを以つて第5回宜野湾  
村議会定例会を終ることにいたします。長期間にわたり慎重なる御審  
議をしていただきましてどうもありがとうございました。

議 長～閉 会（午後5時）

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1962年 11月 20日

宜野湾村議会会長	山崎 健一 訂
議事録署名議員	和花 正 大
議事録署名議員	山崎 朝徳